

森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

別表				別表			
種 類	事業の内容	事業実施主体	交付率	種 類	事業の内容	事業実施主体	交付率
1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	(1) (略) (2) (略) ①～⑤ (略) (削る。) ⑥上記②～⑤に必要なとなる資機材・施設の整備	(略)	(1) (略) (2)①から⑤まで定額 ただし、各事業の内容ごとに別途林野庁長官が定める。 ⑥1/2 以内 ただし、資機材のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ及び炭焼き小屋については 1/3 以内	1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	(1) (略) (2) (略) ①～⑤ (略) <u>⑥教育・研修活動タイプ</u> <u>⑦</u> 上記②～⑤に必要なとなる資機材・施設の整備	(略)	(1) (略) (2)①から⑥まで定額 ただし、各事業の内容ごとに別途林野庁長官が定める。 <u>⑦</u> 1/2 以内 ただし、資機材のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ及び炭焼き小屋については 1/3 以内
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。